

(1) 通商関係  
 一九四五年八月二日、ハンガリーとソ連との通商協定が署名された。この協定は、一九四四年九月十二日、一九四五年五月八日、一九四五年三月十四日、一九四四年十月二十八日、一九四五年一月二十三日の協定を包括するものである。この協定は、一九四五年八月二日のポツダム協定におけるバルカン三國及びフィンランドとの外交関係の始りとして、バルカン三國との外交関係を復活させた。

(2) 外交関係  
 一九四五年八月二日のポツダム協定におけるバルカン三國及びフィンランドとの外交関係の始りとして、バルカン三國との外交関係を復活させた。

(注) ポツダム協定の当該規定は左の通りである。

(3) 通商関係  
 一九四五年八月二日、ハンガリーとソ連との通商協定が署名された。この協定は、一九四四年九月十二日、一九四五年五月八日、一九四五年三月十四日、一九四四年十月二十八日、一九四五年一月二十三日の協定を包括するものである。この協定は、一九四五年八月二日のポツダム協定におけるバルカン三國及びフィンランドとの外交関係の始りとして、バルカン三國との外交関係を復活させた。

(4) 通商関係  
 一九四五年八月二日、ハンガリーとソ連との通商協定が署名された。この協定は、一九四四年九月十二日、一九四五年五月八日、一九四五年三月十四日、一九四四年十月二十八日、一九四五年一月二十三日の協定を包括するものである。この協定は、一九四五年八月二日のポツダム協定におけるバルカン三國及びフィンランドとの外交関係の始りとして、バルカン三國との外交関係を復活させた。

(5) 通商関係  
 一九四五年八月二日、ハンガリーとソ連との通商協定が署名された。この協定は、一九四四年九月十二日、一九四五年五月八日、一九四五年三月十四日、一九四四年十月二十八日、一九四五年一月二十三日の協定を包括するものである。この協定は、一九四五年八月二日のポツダム協定におけるバルカン三國及びフィンランドとの外交関係の始りとして、バルカン三國との外交関係を復活させた。

(6) 通商関係  
 一九四五年八月二日、ハンガリーとソ連との通商協定が署名された。この協定は、一九四四年九月十二日、一九四五年五月八日、一九四五年三月十四日、一九四四年十月二十八日、一九四五年一月二十三日の協定を包括するものである。この協定は、一九四五年八月二日のポツダム協定におけるバルカン三國及びフィンランドとの外交関係の始りとして、バルカン三國との外交関係を復活させた。





其平和

己の不義成によつて委任命令の行期自體を遅らせ、その長中  
 間命令で事を延滞することとも同來る。  
 (6) 第三國を拘束することかできない  
 蓋し牛商指令が米國の指令である以上當然のことである  
 従つて中間指令は、第三國の谷かいなしに米上米運單據  
 で処理し得る事柄の分野において、**実効を奏す**。しかし  
 て日本占領について、かかる分野が極めて狭い。  
 其平和  
 平和の維持に必要にして、米國の政策の實現に  
 上として大きな障害とならず、且つ米國の主要同盟  
 東亞聯合会が決定に達しないものが多い現狀よりみて、米國が  
 衆意と認める事柄について、中間指令の発出によつて自己  
 の意圖する政策の實現を計り、以つて殊々に既成事案を作り  
 上げてゆくことが可能である。  
 全面的な平和維持の法的設定が平和條約を待たねばならぬ  
 ことは言うまでもないが、米國が現在の政策を今後とも益々  
 積極的に推進してゆくことになれば、少くとも米國との間に  
 は、事案上の平和第一ドクトリンが、ビースト又は部外平和第一  
 パーシャルビーストとでもいへば、或る程度か平和維持の實現に  
 生ずることもあり得る訳である。

門わが國の主権の部分的恢復

日本が國の主権の部分的恢復  
 合國最高司令官に從屬するといふ形勢は、現在の日本の管理  
 副度の根本的性格であると考えられるが、降伏文書や東亞委  
 員会の対日基本政策にも決らかな如く、このように從屬關係  
 は、一降伏條約を實施するたためと認め、このように從屬關係  
 であつて、日本の一切の主権が最高司令官に留保されてい  
 るから、適當と認め、範圍の認定が最高司令官に從屬する  
 ような形であつたか、もと一切の主権が最高司令官に從屬する  
 連合國の判断によつて可變的のものであり、連合國の判断は  
 一致しない場合に、米國單據で中間指令によつて日本の主  
 權に對する制限を緩和する旨をとり、又可能であるとい  
 考えられる。そしてその範圍で日本の主権が恢復される訳で  
 ある。

外交権の恢復の問題

最後に外交権の恢復について一言しよう。一般に交戦の間における外交関係の再開は、平和條約締結により法技術的を戦争関係が終了した後、始めて行われるのが従来の通念であつたが、今次大戦後の歐洲の先例は右通念に反したものであつたこと、前述の通りである。従つて日本の場合も平和條約の締結に先立つて外交権の恢復を見る可能性はある訳である。

外交権を廣義に解すれば、日本の場合にも既に外交権の一部が恢復されたといふことが出来る。今外交権の内容を分析してこの問題を考へて見よう。

(1) 條約締結権

日本の外交権が真先に復活されたのは、條約締結権からであつた。即ち六月三十日行われた万国郵便條約に対するわが國の加入は、わが國の條約締結権の一部恢復に外ならない。同條約への加入が容易に行われたのは、同條約自体が占領軍当局に対し日本の加入を認める権限を與へ、且つ日本の加入に關し簡易手續を定めていたからである。因みに同條約は万国郵便連合の分担令に關し、日本を戰前と同様一等國に屬せしめ、朝鮮を四等國としてゐる点興味がある。この種政治的色彩の少い條約には今後とも日本の加入が予期される。

國際會議參加權

わが國が政府間の國際會議に正式代表を派遣することは未だ一度も認められなかった事例がない。しかし、イタリヤ、ベルカン諸國が平和條約締結前に國際労働機關、國際連合食糧農業機關等への参加を認められた先例に照らし、且つ最近國際會議の席上日本の参加を要する旨の決議ないし発言がよりやく行われ出した事態に鑑み、早晩この範圍に属する外交権の部分的復活を期待し得るのである。

六月二十三日の極東委員會の指令は、日本の官吏、民間人が連合軍当局代表の「ドバイサー」として國際會議に赴くことを承認したものに過ぎない。併し最近總司令部は、政府間の國際會議ではないが、日本遺傳學會會長木原博士が單独で、七月中旬ストックホルムで開かれる國際遺傳學會の会合に出席することを許可した。總司令部は、特に「占領の利益のため」必要の際は前記極東委員會の指令に拘わらず、日本人を國際會議に参加せしめる「暫定的権限」を有すると説明されている。一六日二十九日UP)

通商交渉権

民間貿易の再開以來一年近くなるが、未だ日本に對り通商交渉の恢復が認められざるは遺憾である。通商交渉の恢復は、主として國權の恢復に依り、わが國の經濟建設が本國に依存せざるを得ないといふ基本的事實からして、これを早期に期待することは割合に困難ではなから

と思われれる。貿易は近い将来において、總司令部の承認した買付契約に關し、外國貿易使節との間に、具體的物資についての細目の買付條件を折衝決定するの権限を與えらるることになつた。これは日本政府機關が外國人の直接交渉を認められる点で多少の意義があるが、實際は貿易に總司令部の下請機關としての職務を行わしめるに過ぎないものである。又今年にこれをして通商交渉の恢復と見ることは出来ぬ。使節も、總司令部係官の同行の下に派遣された日本の所謂貿易も日本製貨を外國に紹介し同時に海外市場の情報を日本人に手せしめることを主とするものであつて、これも通商交渉の恢復とは目し得ない。

(註一) 以上、事實の今後の發展には注意を要する。

(註二) 所謂外交再開の恢復の問題であるが、これについては現在見送しを立てること極めて困難である。(註一) 強いていへば、領事官の交換の方が外交官の交換よりも先に來る可能性があるといふことだけである。

(註二) この問題については次の二点から疑問が存する。  
 (イ) イタリア等の先例は、これら諸國が今次大戦において後

(註三) 實際上海外貿易の交換より領事官の交換の方が

には適合國の與國とやつたといふ特殊な地位に基くものであつて、現在の段階において日本が特に平和條約の締結に先立つて正式外交の再開を必要と認められる特殊な地位に立つてゐるとは考えられぬ。

(註四) 米國の外交再開を必要と認めた場合でも極東委員會のこの点に對しては、わが國と中立國との外交關係の停止を指令した一九四五年十月四日の司令部覺書に述べられてゐる。外交使節の存在は、在日連合國占領軍及び連合國最高司令官の地位の性格と兩立するものと認められぬ。この見解が想起される。しかし又一面では、占領開始以來相當の時日を経過した現在、かかる見解にも變更はありうべきことであり、ヨーロッパ諸國の例にも明らかである。如き一定の管理に關し、その外交關係の有することとは、必ずしも根本的に兩立しないものである。わが國の外交關係を認めるとが管理制の根本的變更とは必ずしも云い切れぬ。この議論も成り立つ。

何 結果

るに過ぎざるであらうとの意味である。現に、日本は、  
其の目的を遂げようとするのみならず、先づ其の目的を遂げ  
ようとするものである。其の目的は、主として、領土の拡張  
及び、領土の確保にある。其の目的を遂げようとするため  
に、日本は、他國の領土を奪取し、他國の領土を確保する  
のである。其の目的を遂げようとするため、日本は、他國の  
領土を奪取し、他國の領土を確保するのである。其の目的を  
遂げようとするため、日本は、他國の領土を奪取し、他國の  
領土を確保するのである。其の目的を遂げようとするため、  
日本は、他國の領土を奪取し、他國の領土を確保するので  
ある。其の目的を遂げようとするため、日本は、他國の領土  
を奪取し、他國の領土を確保するのである。其の目的を遂げ  
ようとするため、日本は、他國の領土を奪取し、他國の領土  
を確保するのである。

日本は、平和の道に於いて、優越した地位を保持するを  
目的とする。其の目的を遂げようとするため、日本は、  
平和の道を歩むのである。其の目的を遂げようとするため、  
日本は、平和の道を歩むのである。其の目的を遂げようとし  
るため、日本は、平和の道を歩むのである。其の目的を遂げ  
ようとするため、日本は、平和の道を歩むのである。其の目  
的を遂げようとするため、日本は、平和の道を歩むのであり  
である。其の目的を遂げようとするため、日本は、平和の道  
を歩むのである。其の目的を遂げようとするため、日本は、  
平和の道を歩むのである。其の目的を遂げようとするため、  
日本は、平和の道を歩むのである。其の目的を遂げようとし  
るため、日本は、平和の道を歩むのである。其の目的を遂げ  
ようとするため、日本は、平和の道を歩むのである。其の目  
的を遂げようとするため、日本は、平和の道を歩むのであり  
である。其の目的を遂げようとするため、日本は、平和の道  
を歩むのである。其の目的を遂げようとするため、日本は、  
平和の道を歩むのである。其の目的を遂げようとするため、  
日本は、平和の道を歩むのである。其の目的を遂げようとし  
るため、日本は、平和の道を歩むのである。其の目的を遂げ  
ようとするため、日本は、平和の道を歩むのである。其の目  
的を遂げようとするため、日本は、平和の道を歩むのであり  
である。

今日の「華東上の平和」の範圍は、清和會議の開催を以て  
開始され、日本は、其の範圍を擴張しようとする。其の目  
的は、主として、領土の拡張及び、領土の確保にある。其  
の目的を遂げようとするため、日本は、他國の領土を奪取  
し、他國の領土を確保するのである。其の目的を遂げよう  
とするため、日本は、平和の道を歩むのである。其の目的  
を遂げようとするため、日本は、平和の道を歩むのである。  
其の目的を遂げようとするため、日本は、平和の道を歩む  
のである。其の目的を遂げようとするため、日本は、平和の  
道を歩むのである。其の目的を遂げようとするため、日本  
は、平和の道を歩むのである。其の目的を遂げようとする  
ため、日本は、平和の道を歩むのである。其の目的を遂げ  
ようとするため、日本は、平和の道を歩むのである。其の目  
的を遂げようとするため、日本は、平和の道を歩むのであり  
である。其の目的を遂げようとするため、日本は、平和の道  
を歩むのである。其の目的を遂げようとするため、日本は、  
平和の道を歩むのである。其の目的を遂げようとするため、  
日本は、平和の道を歩むのである。其の目的を遂げようとし  
るため、日本は、平和の道を歩むのである。其の目的を遂げ  
ようとするため、日本は、平和の道を歩むのである。其の目  
的を遂げようとするため、日本は、平和の道を歩むのであり  
である。

反村自平和問題の経過及び現状(調査)



解 答

この問題の経過及び現状

北支の現勢はナチリゲートは

内政と外交の両方とも

の進歩を遂げつつある

（村田氏）

1937年



対日干渉問題の経過及び現状

一、 経過  
支那の現状及び日本の民主化及び中国の統一は、日本及び東洋の平和の発展の基礎となる。日本及び東洋の平和の発展の基礎となる。日本及び東洋の平和の発展の基礎となる。

二、 現状  
日本及び東洋の平和の発展の基礎となる。日本及び東洋の平和の発展の基礎となる。日本及び東洋の平和の発展の基礎となる。

三、 結論  
日本及び東洋の平和の発展の基礎となる。日本及び東洋の平和の発展の基礎となる。日本及び東洋の平和の発展の基礎となる。

答し、ソ連は、四大大國外相會議の方式（従つて拒否権を含む）に従ふべきことを強硬に主張した。又中國は、議決方式に關し、拒否権の確保を希望しつつ、態度を善化した。

米・ソの間に、七月十一日付米國務院文告（八月末に至るまで歐大の懸念による意見の交換がなされ、相互にその意見を譲らなかつた。他方、英連邦諸國は、キーンベックに全權を置き、昭和二十二年八月二十五日（九月二日）、対日平和問題について協議し、米國務院の懸念に同調することを明瞭にした。このようにして一時は、ソ連の調子を待たない場合には、ソ連を除外した対日平和問題の解決の道が開かれたようである。然るにこのように協議した時、米國務院は、米國務院の對日平和に反對の意向を明らかにし（九月九日國務院行政院長聲明）、米國の意向した平和手段の實現の前途問題は、一たん、をきだした。

(二) 中國の英連邦案とソ連の提案  
ついで同年十一月十七日、中國政府は、對米・英・ソ雙方によつて米・ソの妥協を斡する一提案を行つたが政府はなかつた。

中國政府提案の要旨は、(1) 予備會議開催の時期は、四大大國の合意によること (2) ソ案 (3) 極東委員會の各締結國をもつて全權を組織すること (4) 米案 (5) 議決は、四大大國の拒否権 (6) 案 (7) を含む單純多數決制によることであつた。

他方、ソ連政府もこれにつづいて中國において特別四大大國外相會議の開催方を中國政府に申し入れたが、中國政府の承諾するところとならなかつた。そこでソ連政府は昭和二十三年一月三日重ね

て、四大大國以外の國の参加の確保における参加を認めて四大大國の特別外相會議の招集を提案した。この提案は、四大大國以外の國も一定の條件で参加させる点で、ソ連のこの提案として注目されたが、拒否権保持の点については、依然態度を変えなかつたので、英・米これを承諾せず、中國もまた拒否するに至り、結局対日平和問題に關する対立打開の要綱とならずに終つた。

三、現 状

以上が發端から昭和二十三年初頭に至るまでの対日平和問題に關する連合國側の外交交渉の経過であり、この間においては比較的活びつな交渉が見られた。しかるに前記のソ連提案を最後として、対日平和會議招集の問題に關しては何國からも具体的な提案は行われず、本問題は、一旦擧出しにもごつた形のまま今日に至つてゐる。

(一) 対日平和遲延の原因

このよつたな対日平和遲延の原因を見るに、それには、すでに述べたよつたな形式的な會議の構成や議事手續に關する意見の不一致の外に、その背後に根本的には (1) 対日平和の條件たる賠償、經濟水準その他の基本問題に關する打開困難な意見の不一致の存すること、(2) かつて加えて全般的國際情勢がその後ます、緊迫の度を加まつてゐることをあげなければならぬであらう。

(二) 対日平和遲延と米國の對日政策

このよつたな情勢に對應して、対日占領についての主要な責任と負担を有する米國の對日政策は、特に昭和二十三年初頭來顯著な轉換を示した。